

～農地を活かし、未来へつなぐ～

農業会議情報

shizuokaken nougyoukaigi report

Vol. 385

2024.4.22

県知事指定農業委員会ネットワーク機構

発行：一般社団法人静岡県農業会議

所在地：静岡市葵区大岩本町 15-21

TEL. 054-294-8321 • FAX. 054-294-8380

<今月の主な内容>

I 農政対策ニュース

- ・地域計画策定へ農業委員会を支援 資料作成、ポータルサイトで公開
- ・地農水省が地域計画のパンフレットを作成 「地域農業を守ろう」 他

II 組織の動き

- ・3月常設審議員会 他
- ・農業振興公社からのお知らせ

III 農業者年金のページ

- ・新規加入者の状況 他

IV 情報のページ

- ・新聞・出版（新刊）の案内 他

V 今後の日程

I 農政対策ニュース

◇ 基本法改正案など 委員前向きの評価多数 食農審検証部会に農水省報告

農水省は3月11日、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の第18回会合を開き、今国会に提出した食料・農業・農村基本法改正案と関連4法案の概要を報告した。

同部会が開催されるのは昨年9月の最終答申の取りまとめ以来、半年ぶり。出席委員からは「部会の議論を踏まえて法案をまとめていただいた」と前向きに評価する発言が多数を占めた。その上で、（公社）日本農業法人協会会長の齋藤一志委員は、基本法改正案26条に「担い手以外の多様な農業者」を位置づけたことについて「昭和の時代に戻るということで、大規模農業者は大変不満というか不安（を感じている）」と発言。（一社）アグリフューチャー・ジャパン代表理事の合瀬宏毅委員も「スマート農業を展開するためには、ある程度広い農地が必要」と述べ、人・農地・技術の3本柱の確立が必要と強調。そうした中にもかかわらず「担い手と担い手以外の人を同列に扱うことに対する不安が基本的にあると思う」と齋藤委員の意見に同調した。

これに対し、同省は「今後急速に農業者が減っていく中で、全て（の農地）を担い手に集約できるわけではない」「担い手の育成が極めて重要であるという考え方は（現行法と）変わらない」などと説明し、理解を求めた。

そのほか、地域計画について複数の委員から言及があった。東大大学院教授の香坂玲委員は「話し合いの場のファンクション（機能）が落ちてきている側面がある」と指摘し、民間非営利団体（NPO）や事業者などによる伴走型支援など、現場をサポートする仕組みづくりを求めた。

◇ 適正価格、多様な経営体など議論集中 基本法改正案、審議入り

食料・農業・農村基本法の改正案が3月26日の衆院本会議で審議入りした。

政府は当初、基本法改正案と関連3法案（食料供給困難事態対策法案、農地関連法の改正案、スマート農業技術活用促進法案）の一括審議を求めていたが、基本法改正案が慎重な議論を要する「重要広範議案」に指定されたことを踏まえ、単独審議になった。関連3法案は一括審議となる。

坂本哲志農相は基本法の改正理由について、食料・農業・農村を巡る情勢変化を踏まえ「基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策などを定める必要がある」と趣旨を説明した。質疑では「適正な価格形成」を巡り、野党から「市場原理だけで解決は困難」（立民・神谷裕氏）、「消費者が買えない金額になったらどうするのか、それを複雑多岐にわたる販売先にどうやって受け入れさせるのか」（共産・田村貴昭氏）、「柔軟な所得支援制度を確立すべき」（国民・長友慎治氏）など、価格補償制度や所得補償制度の導入を求める意見が相次いだ。これに対し、岸田文雄首相は、かつて民主党政権が実施した所得補償制度を例に「農地の集積・集約化などが進まず、生産性の向上が阻害される恐れがある」などと否定的な見解を示した。その上で所得政策は、生産性向上や付加価値向上への後押し、適正な価格形成の推進を基本とする考えを示した。また、適正な価格形成の仕組みづくりについて、生産から消費までの関係者による協議や実態把握のための調査を踏まえ「法制化も視野に検討していく」とした。

担い手以外の「多様な経営体」を同法に位置づけることについても議論が集中した。野党からは「自給的農家も含め、多様な人々を全て担い手として位置づけるべき」（共産・田村氏）との意見が出たほか、「多様な農業者という概念が追加されることによって、プロ農家の育成がぼやけてしまい、農業の健全な発展が妨げられることがあってはならない」（維新・池畑浩太郎氏）との発言もあった。坂本農相は、担い手の育成・確保が必要との考えに変わりはなく、現行法21条は改正案26条1項としてそのまま維持していると答弁。一方、多様な経営体については、担い手だけで管理できない農地が出てきている中で「農地の保全管理を適切に行っていただく重要性が増している」とし、その役割を改正案26条2項に位置づけたとした。

そのほか、野党からは現行基本法の総括を求める意見や食料供給困難事態対策法案の罰則規定を問題視する発言などがあった。

本会議散会後は、衆院農林水産委員会で基本法改正案の趣旨説明と自民・公明両党による質疑が引き続き行われた。

◇ 基本法改正案 食料安保の扱い 大きすぎ 衆院農水委で参考人質疑

4月4日の衆院農林水産委員会で食料・農業・農村基本法改正案の参考人質疑が行われた。

参考人は、（一社）アグリフューチャー・ジャパン代表理事理事長の合瀬宏毅氏、北海道農民連盟書記長の中原浩一氏、㈱日本総合研究所創発戦略センターエキスパートの三輪泰史氏、NPO法人兵庫農漁村社会研究所理事の西村いつき氏、東大大学院特任教授の鈴木宣弘氏、東大大学院教授の安藤光義氏の6人。それぞれが改正案に対する意見や要望を述べた。

■ 農地の集団化は重要

合瀬氏は農地集約・集団化の必要性を強調。改正案 28 条（農地の確保及び有効利用）に農地の集団化が追加されたことは「経営者にとっても重要なこと」と述べた。一方、適正な価格形成に係る 23 条（食料の持続的な供給に要する費用の考慮）に国の関与が規定されたことについては「国がコスト上昇を勘案して価格の水準を示したり、上昇分を一律に補助したりすると、その対象や水準をめぐって大変な騒ぎになる」と懸念を示し、自主的な価格交渉に任せるべきとした。

■ 価格差補てんの構築

生産現場の立場から発言した中原氏は、安心して営農できる政策として「販売価格と標準的な生産費との価格差補てんなどの構築が強く求められる」と訴えた。農地維持支払いなど、農業生産基盤を維持・存続、多面的機能の発揮と環境に配慮した農業を促進するための安定的な制度も求めた。

■ 生産基盤強化が大前提

三輪氏は、安価で良質な農産物を海外から輸入できる状況は「しばらくの間は残念ながら来ないと理解すべき」とし、国内の農業生産基盤の強化が大前提と指摘。特に需要に基づく生産拡大が不可欠とした。そのほか、スマート農業の研究開発や普及に対する支援や農業者が無理なく「みどりの食料システム戦略」の目標を達成できるための体制構築と予算措置も求めた。

■ 小規模の所得維持を

西村氏は有機農業の推進に向け、公的試験研究の充実や指導者の養成、無料で学べる場づくり、環境への配慮を重視するエシカルな消費者の育成などを要望した。農業者の生活を支える価格・所得政策にも言及。「EU（欧州連合）にならい、小規模（農業者）の所得維持を図らなければ日本の農村の崩壊は目に見えて明らか」と危機感をあらわにした。

■ 生産者へ直払が必要

鈴木氏は、食料・農業・農村基本計画の目標設定に関して「食料自給率を唯一の指標にすることはおかしい」との考え方に疑問を呈した。改正案では「食料安全保障の動向に関する事項及び食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標を定める」と規定している。鈴木氏は「いろいろな生産要素の指標が別に必要であることはそのとおりだが、それらは総合的に実質自給率に集約される構成要素である」と指摘。総合的自給率が最終的に一番重要な指標であり、食料自給率の一本足打法が駄目だという議論は間違いと認識する必要があるとした。適正な価格形成についても「小売り部門が強い日本で、こんなことはできるわけがない」と断言。生産者も消費者も限界で、その差を埋めることが政策の役割とし、生産者への直接支払制度が必要との認識を示した。9割を海外に依存している野菜の種の自給率の低さなども問題視した。

■ 議決権要件に懸念

安藤氏は、食料自給率が大きく低下したのは 1961 年に制定された農業基本法による農政期で、飼料穀物の全面的な輸入依存が確立されるなど「食料自給率の低下は必然だった」と振り返った。しかしその後、抜本的な政策転換が行われることがなく現在に至っており、今回の基本法見直しも、そうした経過まで踏み込んだ検討が行われなかったと指摘した。改正案についても「全体として食料安全保障の領域が大きい歪な政策体系」「循環、有機

という用語が農業分野にもっと書き込まれるべきだった」など厳しい見方を示した。関連法に盛り込まれた農地所有適格法人の議決権要件の特例措置については、同法人の財務基盤強化の必要性に理解を示しつつも「食品産業による農業生産者に対する影響力が強まり、大規模経営の系列化や囲い込みとなってしまう可能性を否定することはできない」と述べ、懸念を示した。

◇ 24年度予算案が成立 農林水産関係は2兆2686億円

2024年度予算が3月28日の参院本会議で可決・成立した。

一般会計の総額は112兆円超で、過去2番目の予算規模。農林水産関係予算は2兆2686億円で食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の三つを柱に据えている。

◇ 素案づくり しっかり支援 全国農業会議所が臨時総会 24年度事業計画を決定

全国農業会議所（國井正幸会長）は3月19日、2024年度事業計画を決定した。食料安全保障の強化、食料・農業・農村基本法と農地関連法などの改正といった情勢・課題を踏まえ、22年度から取り組んでいる農業委員会組織の3カ年運動「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を活動の軸に据えて、農地利用最適化と地域再生を柱とする組織一丸となった取り組みを展開する。

同会議所が同日に都内で開いた臨時総会で承認された。

國井会長は冒頭のあいさつで、事業計画の最重要課題について「全ての農業委員会で（目標地図の）素案づくりが完了できるよう、しっかりと支援することを位置づける」と強調。農地利用の最適化に向けて、なお一層の活動を展開するとした。

◇ 地域計画策定へ農業委員会を支援 資料作成、ポータルサイトで公開

全国農業会議所は4月5日、地域計画の策定における農業委員会の取り組みを支援するための資料を、同会議所が運営する「農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト」に公開した。

同資料は、1月から3月にかけて開いた「地域計画の策定に関する検討委員会」の会合で協議し作成したもの。農業委員会事務局向けと、農業委員・推進委員向けの2種類がある。

事務局向けの資料では、地域計画の策定を推進する意義や策定手順、農業委員会に求められる役割、取り組みのポイントなどを詳しく解説している。巻末には、Q&Aを掲載した。

委員向けの資料は、委員の役割を重点的に解説したもので、イラストや図により役割がイメージしやすくなるよう作成している。

○ 農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト（全国農業会議所）

URL: <https://www.nca.or.jp/iin/form>

◇ 農水省が地域計画のパンフレットを作成 「地域農業を守ろう」

農水省は地域計画のパンフレット「地域農業を守ろう」を作成した。農業者や農地所有者などに向けて地域計画策定の意義や策定・実行までの流れ、よくある質問などを4ページにまとめている。パンフレットのデータは、同省ホームページ「人・農地プランから地域計画へ」に掲載されている。

○ 人・農地プランから地域計画へ（農林水産省）

URL : https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html

◇ 不適正利用防止が第一 坂本農相 外国人の農地取得で 衆院農水委

坂本哲志農相は3月13日、日本語が話せない外国人の農地取得について「日本語力を有しているかを問わず農地の不適正利用の防止、これを図っていくことがまず第一」との考えを示した。

農地法では日本語力を農地取得要件とはしていないが、農地の全てを効率的に利用する、必要な農作業に常時従事といった要件を満たす必要がある。坂本農相は「まずはこれをしっかりと運用すること、これが重要」と発言。その上で、今国会に提出した同法改正案では農地の権利取得の許可要件の例示として農業関係法令の順守状況を追加することとしているとし、従来の措置と新たに強化する耕作者の属性確認で適正な農地利用に努める考えを示した。

同日の衆院農林水産委員会では有志の会の北神圭朗氏の質問に答えた。

◇ 「資料」取りまとめへ 検討地域計画策定検討委 2種類作成

全国農業会議所は3月11日、「地域計画の策定に関する検討委員会」の第3回会合を開き、同検討委員会の成果物となる資料の具体的な内容を検討した。

この資料は農業委員会の取り組みを支援するもので、農業委員会が地域計画の策定を推進する意義や具体的手順などを盛り込んでいる。同会議所がこれまでの議論を踏まえて農業委員会向けと農業委員・農地利用最適化推進委員向けの2種類を作成し、案として示した。

農業委員会向けはQ&Aなどを含めた詳細版で、委員向けはダイジェスト版という体裁になっている。出席委員からは「委員向けの資料は、見た目で見えるような工夫が必要では」などの意見が出た。

会合が開かれるのは今回が最終となるが、同会議所では引き続き委員の意見も参考にしながら、最終版となる資料を3月中に取りまとめる方針。委員から出された課題は、5月に開く全国農業委員会会長大会の政策提案に反映させることにしている。

★ 「I 農政対策ニュース」は、主に全国農業会議所が発行する「全国農業新聞」2面の記事等を抜粋・転載している。同新聞は農業委員会活動にタイムリーで有益な情報が満載されているので、当会では購読を推進している。購読希望者は、IV情報のページ（11頁）を参照のこと。

II 組織の動き

◇ 3月の常設審議委員会

県農業会議は3月22日に静岡市の静岡中央ビルで定例の常設審議委員会を開いた。下表の農地法等に基づく諮問案件について、許可相当として答申した。



【議事】農地法等に基づく諮問

(件)

市町別	法令別	農地法			農振法
		4条	5条	計	15条の2
浜松市		-	1	1	-
富士市		-	2	2	-
掛川市		-	1	1	-
袋井市		-	2	2	1
菊川市		-	1	1	-
計		-	7	7	1

(注) 諮問案件はすべて同一目的の申請に係る農地面積が30a超

◇ 令和6年度事業計画並びに正味財産増減計算書が理事会で承認される

3月22日に静岡市の静岡中央ビルで開催した理事会において、県農業会議の令和6年度事業計画並びに正味財産増減計算書が承認された。

令和6年度は、20年ぶりに改正される「食料・農業・農村基本法」において、「農地の確保と適正・有効利用」や「多様な農業人材の育成・確保」については、農業委員会の果たす役割が大きくなっている。また現在、農業委員会は、市町が本年度末までに策定する「地域計画」の根幹となる「目標地図」の素案の作成を農業者や関係機関・団体等地域関係者ととともに進めている。

このような中会議では、①農地利用の最適化に向けた取り組みの強化、②法令に基づく諮問等への適切な対応 ③農業委員会サポートシステムの運用支援 ④農業経営の基盤強化に向けた支援 ⑤会員との連携・情報の共有化の5項目を点事項に、8千785万円の当初予算のもと、農業委員会の活動の支援を組織一丸となって展開していくこととしている。

また、農業委員会ネットワーク機構として同事業計画並びに正味財産増減計算書は3月27日に県知事から認可を受けた。

【令和6年度事業計画抜粋】

1 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務（第1項第1号）

- (1) 農業委員会相互の連絡調整
- (2) 農業委員会の事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する

る情報の公表

(3) 農業委員等への研修

ア 農業委員等が、地域計画の策定に向け、農業者等の協議の場など地域の話し合いの場において、地域農業の将来の在り方等に関する意見を集約できるように、地域の話し合いの進め方に関する研修や相談会を開催する。

イ 農地利用の最適化に係る研修会

ウ 農業委員会の農地情報の適正管理と公表及び業務の効率化のための研修会

エ 女性登用のための研修会

オ 業務円滑化のための農地法制度に係る実務研修・研究会

カ 農業委員会の業務全般に係る農業委員等や事務局職員のための研修

キ 営農型太陽光発電事業に係る実務研究会

(4) その他の農業委員会への支援

ア 各農業委員会活動の活性化のための支援

イ 農地中間管理事業の推進等への支援

ウ 農地利用状況調査のうち荒廃農地部分の調査の効率的、効果的な実施への支援

オ 農地法に関する農業委員会からの相談対応

2 農地に関する情報の収集、整理及び提供（第1項第2号）

3 農業経営を営み、営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他支援（第1項第3号）

(1) 農業法人誘致支援

(2) 経営体の雇用に対する支援（雇用就農資金）

4 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援（第1項第4号）

農業法人組織への支援

5 農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援（第1項第5号）

(1) 静岡県認定農業者協会

(2) 静岡県農業再生協議会

6 農業一般に関する調査及び情報の提供（第1項第6号）

7 農地法その他法令によりネットワーク機構が行うものとされた業務（第1項第7号）

(1) 常設審議委員会の開催

(2) 農業者年金業務の推進（農業者年金基金法第10条3項、附則第19条第3項）

8 前各号に掲げる業務に附帯する業務及び本会の目的を達成するために必要な業務（第1項第7号）

(1) 会員に対する研修会の開催や情報提供

(2) しずおか農業委員会女性の会

(3) 静岡県農業委員会職員協議会

9 本会の運営に関する業務

静岡県農地バンク（静岡県農業振興公社・農地中間管理機構）からのお知らせ

令和5年度農地バンク事業貸付実績（令和5年度実績）

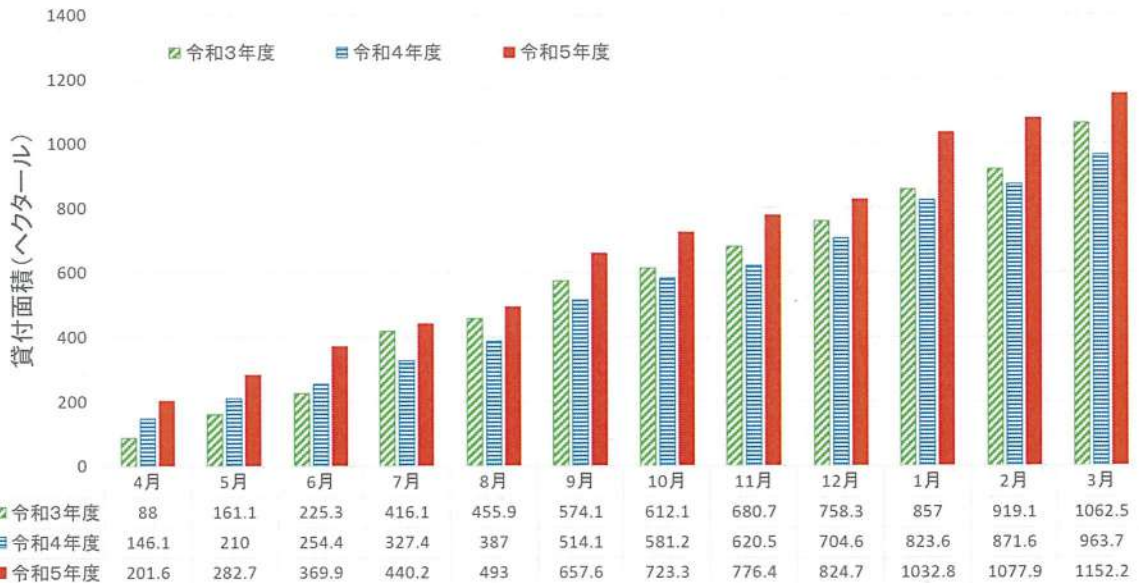
（単位：ha）

市町名	目標面積	5年度実績	市町名	目標面積	5年度実績	市町名	目標面積	5年度実績
下田市	2	0.1	裾野市	4	7.6	川根本町	6	2.9
東伊豆町	2	1.0	清水町	0		牧之原市	54	69.1
河津町	2		長泉町	3	1.7	吉田町	10	8.2
南伊豆町	4		御殿場市	0	21.7	志太榛原地域	185	259.3
松崎町	3	2.0	小山町	12	17.4	御前崎市	21	30.8
西伊豆町	1		東部地域	129	106.9	菊川市	23	55.1
賀茂地域	15	3.1	富士宮市	50	34.6	掛川市	87	184.7
熱海市	1	0.3	富士市	50	36.1	磐田市	205	283.7
伊東市	3	1.4	富土地域	100	70.7	袋井市	24	35.2
三島市	52	18.4	静岡市	58	45.7	森町	3	1.1
函南町	0	7.6	中部地域	58	45.7	中遠地域	363	590.6
伊豆市	2	1.6	島田市	40	26.9	浜松市	132	70.4
伊豆の国市	9	3.6	焼津市	35	71.4	湖西市	18	5.5
沼津市	43	25.6	藤枝市	40	80.8	西部地域	150	75.8
						県計	1000	1152.2

※ラウンドにより合計値は一致しないことがあります。

農地バンク事業の月別取組状況（令和3年～令和5年）

農地バンク事業の貸付（配分）面積



若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計 15 万人早期達成強化運動

■■ 本県における農業者年金の加入推進について ■■

☆令和 5 年度の新規加入者の実績

		令和 6 年 3 月	目標	(累計) 令和 5 年 4～3 月	
				実績	達成率
本 県	加入者数	6 人	80 人	36 人	45.0%
	20～39 歳	2 人	54 人	14 人	25.9%
	女性	2 人	45 人	13 人	28.9%
全 国	加入者数	277 人	3,022 人	2,121 人	70.2%
	20～39 歳	139 人	1,724 人	1,202 人	69.7%
	女性	94 人	1,025 人	705 人	68.8%

御前崎市 3 人、静岡市 2 人、浜松市 1 人

☆令和 5 年度の加入推進結果について

令和 5 年度の本県の新規加入者は 36 人（前年 33 人）で、80 人の目標に対し、45.0%（前年 34.4%）の達成率となり、全国平均よりも下回り大変厳しい状況となりました。

これを市町別にみると、浜松市の 7 人を筆頭に掛川市の 6 人、伊豆の国市の 5 人などとなっています。目標を達成した市町は、御前崎市（300%）、伊豆の国市（250%）、伊豆市（200%）、掛川市（120%）、清水町、小山町、藤枝市、吉田町、森町、湖西市（100%）となっています。（次頁参照）

農業委員会会長、加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員の皆様方には加入推進活動に御尽力いただきありがとうございます。

☆令和 6 年度の加入推進について

令和 6 年度も引き続き若い農業者及び女性農業者に重点を置いた普及推進を図っていきます。

農業者年金は、広く農業者なら加入でき、農業者の老後を支える重要な公的な年金であるにもかかわらず、農業者年金のことを知らないという農業者の方もいます。

まずは、農業者に知っていただき、「農業者年金を知らない農業者をゼロにすること」を目標に軒先や圃場や会合など様々な場所で「農業者年金を知っていますか？」という声掛けをお願いします。

加入推進についても、これまで以上の戸別訪問や地域計画策定に向けた話し合い等の機会を活用するなど加入推進をお願いします。

令和5年度農業者年金市町別新規加入者の状況

令和6年4月8日現在
(一社)静岡県農業会議

区分	令和5年度														計	達成率 (%)	目標達成
	目標数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
東伊豆町	1														0	0	
河津町	1														0	0	
下田市	1														0	0	
南伊豆町	1														0	0	
松崎町	1														0	0	
西伊豆町	1														0	0	
熱海市	1														0	0	
三島市	2														0	0	
伊東市	1														0	0	
伊豆の国市	2				1				1	3					5	250.0	○
伊豆市	1					2									2	200.0	○
函南町	1														0	0	
沼津市	3														0	0	
御殿場市	1														0	0	
清水町	1					1									1	100.0	○
長泉町	1														0	0	
裾野市	1														0	0	
小山町	1											1			1	100.0	○
富士市	3														0	0	
富士宮市	2	1													1	50.0	
静岡市	9		1						1					2	4	44.4	
島田市	4														0	0	
焼津市	1														0	0	
藤枝市	1									1					1	100.0	○
牧之原市	5	1	1												2	40.0	
吉田町	1		1												1	100.0	○
川根本町	1														0	0	
掛川市	5	1			3					2					6	120.0	○
御前崎市	1													3	3	300.0	○
菊川市	2														0	0	
森町	1				1										1	100.0	○
磐田市	3														0	0	
袋井市	2														0	0	
浜松市	16	2			3			1						1	7	43.8	
湖西市	1			1											1	100.0	○
合計	80	5	3	1	8	3	1	2	6	0	0	1	6	36	45.0		

■ 全国農業図書刊行案内 ■



図 書 名	コード 番 号	仕様等	価 格 (送料別)
2024 年度版農業委員会活動記録セット	R05-35	112 頁	530 円
農業委員会テキスト4 生産緑地法	R05-36	32 頁	880 円
農政調査時報 第 590 号 2023 秋	R05-37	66 頁	423 円
農地法の解説 改訂第 4 版	R05-38	538 頁	3,630 円
集落営農の担い手確保と第三者継承	R05-39	102 頁	880 円
農業者年金加入推進事例集 Vol. 16	R05-40	48 頁	770 円
増補 農地利用の最適化と地域計画の策定に向けて	R05-41	82 頁	550 円
農業委員会研修テキスト5 都市農地賃借法	R05-42	29 頁	770 円
よくわかる農地の法律手続き 5 訂	R05-43	192 頁	2,200 円
独立就農・企業参入の支援と農業委員会の役割	R05-44	118 頁	770 円
令和 6 年度経営所得安定対策と米対策	R05-45	16 頁	110 円
農家の経営継承と納税猶予制度のあらまし 改訂第 4 版	R05-46	8 頁	440 円
農業の従業員採用・育成マニュアル 改訂第 6 版	R05-47	405 頁	4,290 円
はじめてのパソコン農業簿記 改訂第 9 版	R05-48	176+45 頁	3,300 円
農業経営基盤強化促進法の解説 3 訂	R05-49	677 頁	3,850 円
農業経営基盤強化促進法 一問一答集 3 訂	R05-50	305 頁	2,530 円
『農政調査時報』第 591 号 2024 春	R05-51	60 頁	423 円
NEW 2024 年度版 日本農業技術検定 過去問題集 3 級	R06-01	268+116 頁	1,430 円
NEW 2024 年度版 日本農業技術検定 過去問題集 2 級	R06-02	192+72 頁	1,375 円

■ 全国農業新聞 ■

令和 6 年 6 月号の申込・中止・変更の締切は、
令和 6 年 5 月 15 日（水）となりますのでよろしくお願いします。

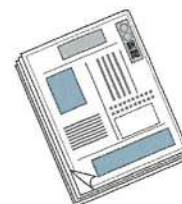


経営と暮らしを応援！最新の情報を発信し農業者を笑顔に輝かせます☆

全国農業新聞

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する専門紙です。

- 特徴のある週刊新聞・・・解説に力点をおいたニュース報道と企画編集
- 時代に鋭く斬り込む・・・農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- 農業委員・推進委員に役立つ・・・農地集積、担い手対策の参考に
- 経営に役立つ・・・経営者マインドと実務情報
- 喜びや悩みを共感できる・・・読者の心に訴える
- 深みと味がある・・・単なる情報で終わらない
- 読みやすく親しみやすい・・・老若男女が楽しく読める



発行日：毎週金曜日 購読料：月額 700円、年 8,400円（消費税込）

※購読料の支払方法は、口座振替になります。

※購読の申し込みは、下記申込書にご記入のうえ静岡県農業会議まで FAX 下さい。

お問い合わせ・申込先 (一社)静岡県農業会議 TEL:054-294-8321 / FAX:054-294-8380

発行：(一社)全国農業会議所 〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8

情報事業の強化については農業委員の皆様のご協力が必要不可欠です。
農業委員・推進委員 1人1部新規購読者の確保をお願いします。

全国農業新聞申込書

会議情報

申込日：令和 年 月 日

全国農業新聞を _____ 部 _____ 月より申し込みます。

郵便番号	〒 _____
住所	
電話番号	_____
ふりがな	
氏名	

■ 本紙制作の参考にいたしますので該当項目に○印をつけて下さい

役職	経営			農業者年金	
農業委員	専業		認定農業者	加入者	
推進委員	兼業		納税猶予者	受給者	
市町議会議員	非農家				
その他役職者					

※この申込書は、全国農業新聞の送付・領収の他、アンケート以外には使用いたしません。

— 静岡県農業会議は地域に密着した情報発信を目指しています。 —

V 今後の日程

- 4月 22日(月) 常設審議委員会 (静岡市・静岡中央ビル)
23日(火) 農業者年金新任担当者等研修会 (静岡市・静岡県農業会館)
30日(火) 静岡県荒廃農地調査DX化推進研究会設立総会 (WEB)
- 5月 14日(火) 農地集積・集約化関係事業等に関する担当者向け説明会 (静岡市・グランシップ・WEB)
21日(火) 農業委員会サポートシステム操作研修会 (初級) (WEB)
22日(水) 理事会 (静岡市・静岡中央ビル)
22日(水) 常設審議委員会 (静岡市・静岡中央ビル)
28日(火) 農業者年金業務担当者会議・担当者研修会 (静岡市・静岡県農業会館)
28日(火) 農業者年金基金考査指導に係る打合せ (静岡市・静岡県農業会館)
29日(水) 全国農業委員会会長大会 (東京都・文京シビックホール)
30日(木) 厚木市都市農業支援センター視察 (神奈川県・厚木市)
- 6月 4日(火) 新任農業委員会事務局職員研修会 (静岡市・あざれあ)
4日(火) 静岡県農業会議事業説明会 (静岡市・あざれあ)
21日(金) 第127通常総会 (静岡市・静岡県産業経済会館)
21日(金) 常設審議委員会 (静岡市・静岡県産業経済会館)
- 7月 10日(水) タブレット操作研修会 (小山町)
22日(月) 常設審議委員会 (静岡市・静岡中央ビル)

(下線=新規・変更)

農業者年金個別相談会の予定

- | | | | | | |
|----|--------|---------------|----|--------|----------|
| 7月 | 29日(月) | 浜松市(北区行政センター) | 8月 | 27日(火) | 島田市(市役所) |
| 8月 | 5日(月) | 御前崎市(市役所) | | 30日(金) | 菊川市(市役所) |
| | 26日(月) | 富士宮市(市役所) | 9月 | 4日(水) | 浜松市(市役所) |

【関係機関・団体の令和6年度定期人事異動(令和6年4月1日付け)】

○ 静岡県(本庁・課長級以上) ()内は前職

・経済産業部長 村松毅彦(スポーツ・文化観光部長) ・農林水産担当部長 田保 豪(農地局長) ・経済産業部理事(農業担当) 望月辰彦(農業局長) ・農業局長 石川盛一郎(西部農林事務所長) ・農地局長 岩崎康正(農地計画課長) ・マーケティング課長 室伏 学(デジタル戦略局データ活用推進課長) ・農業局技監 望月良英(富士農林事務所農山村整備部長) ・農業局技監 田林大介(農業戦略課課長代理) ・農業ビジネス課長 尾崎陽一(お茶振興課長代理) ・農芸振興課長 平野 亮(農業局技監) ・畜産課参事兼課長代理 今井真人(畜産振興課長代理) ・農地計画課長 細野英彦(農地整備課長) ・農地整備課長 太田千博(くらし・環境部水資源課長) ・農地調整課長 平野隆広(交通基盤部地域交通課長)

○ 公益社団法人静岡県農業振興公社

・事務局長 乾 正嗣 ・担い手支援課長 三好 学 ・農地集積課長 中村孔秋(県から派遣)

※この情報誌(カラー版)は静岡県農業会議HPからもダウンロードいただけます。
<https://www.shizu-nou-kaigi.or.jp/>

